

ホイルローダ賃貸借契約 仕様書

賃貸借する機械	除雪用ホイルローダ	
数 量	1 台	
設 置 場 所	輪島市山岸町は 1 番 1 地(市立輪島病院)	
賃 貸 借 期 間	令和 8 年 12 月 1 日(火) から 令和 9 年 3 月 31 日(水) まで	
主 要 諸 元		大型特殊 8 トン級
	バケット容量	1.3 m ³
	タイヤサイズ	16.9-24-10PR
	運 転 席	キャブ、エアコン、シートベルト、チルト機能付きステアリング、フロントワイパ、リアワイパ、フロアマット、ハザードランプ、ルームミラー、アウトミラー
	灯 火 類	前照灯、後退灯、前方作業灯、後方作業灯
	そ の 他	バックブザー、設置場所配車時燃料計 9 割以上。タイヤチェーンとチェーンバンドの 4 組の新調及びその着脱の経費を含む。
賃 貸 借 料 の 支 払	適正な請求書を受理後、30 日以内に指定の金融機関に振り込む。	
保 險 等	自賠償保険加入、任意保険加入(対人 1 億円以上、対物 1 千万円以上)のこと。 ホイルローダの適切な保守管理を実施する補償を行うこと。	
留 意 事 項	(1) 見積金額は、ホイルローダの賃貸借期間において適切な保守管理を実施するための補償料、設置場所までの配車費及び返却における引き取り費込みの金額とすること。 (2) 保障対応については、修繕や同型車種の代車対応などで運行できない状況を避けなければならない。 (3) 配車以降の燃料については輪島市が負担するものとする。また、返却は設置場所にて燃料を 9 割以上にしたものを引き渡すまでとする。 (4) ホイルローダは、市立輪島病院敷地の除雪に使用するために賃貸借するものであり、常時正常な状態で稼働するようにすること。 (5) ホイルローダの使用人は、輪島市又は輪島市から市立輪島病院敷地の除雪の委託を受けた者となる。	